

宇治市森林整備計画

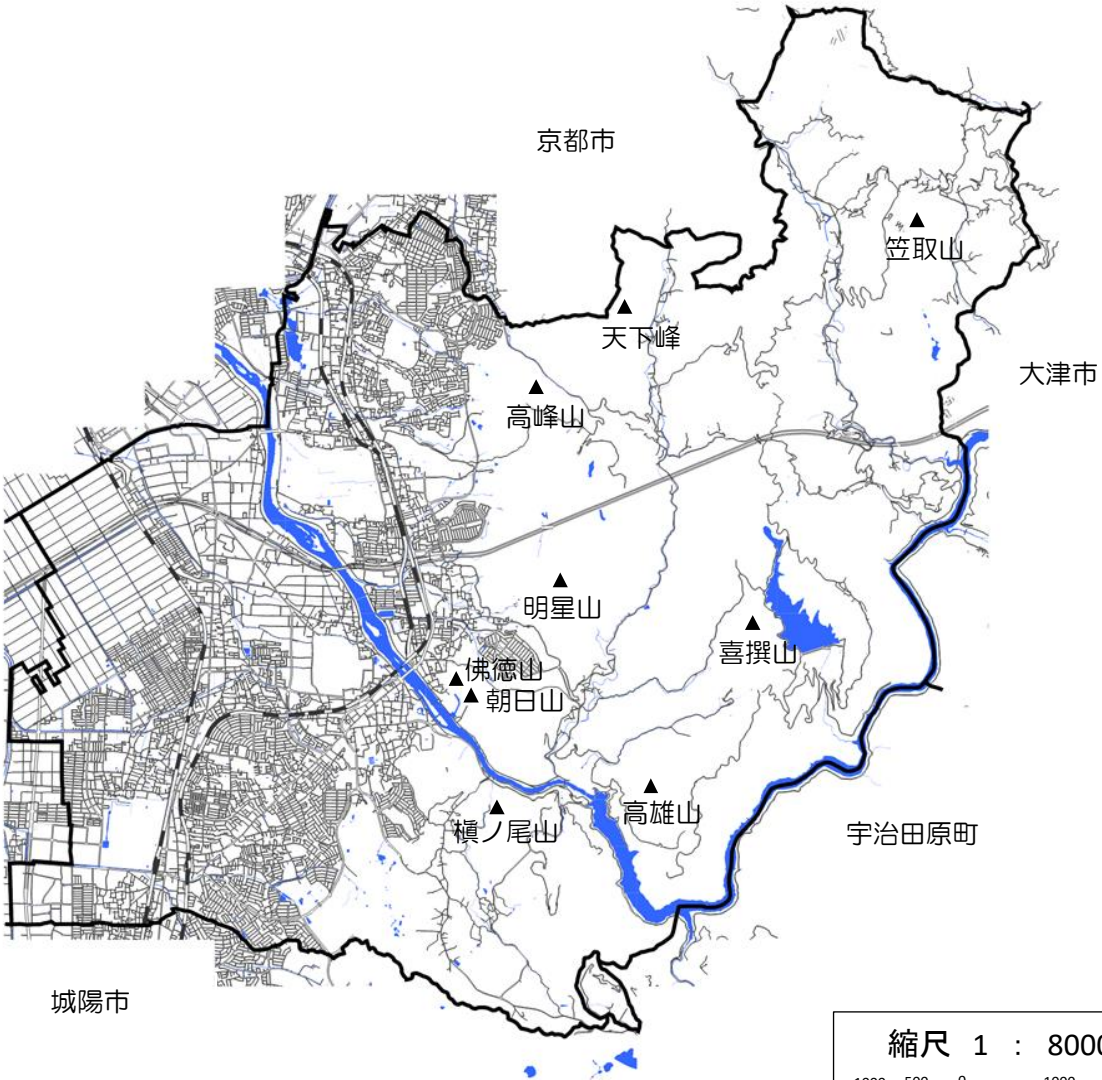
計画期間 (自 令和 5年4月 1日)
(至 令和15年3月31日)

京 都 府
宇 治 市

宇治市位置図



- [凡例]
- 市町村界
 - 高速道路
 - その他道路
 - 河川・湖沼
 - 鉄道
 - 山岳



目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1 森林整備の現状と課題	1
2 森林整備の基本方針	1
3 森林施業の合理化に関する基本方針	3
II 森林の整備に関する事項	3
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	3
1 樹種別の立木の標準伐期齢	3
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	4
3 その他必要な事項	4
第2 造林に関する事項	5
1 人工造林に関する事項	5
2 天然更新に関する事項	6
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	8
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	8
5 その他必要な事項	9
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	9
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	9
2 保育の種類別の標準的な方法	9
3 その他必要な事項	9
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	10
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	10
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	11
3 その他必要な事項	12
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	13
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	13
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	13
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	13
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	13
5 その他必要な事項	13
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	13
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	13
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	13
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	14
4 その他必要な事項	14

第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	14
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	14
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	15
3	作業路網の整備に関する事項	15
4	その他必要な事項	16
第8	その他必要な事項	16
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	16
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	16
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	17
III	森林の保護に関する事項	17
第1	鳥獣害の防止に関する事項	17
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	17
2	その他必要な事項	18
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	18
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法	18
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	18
3	林野火災の予防の方法	18
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	18
5	その他必要な事項	19
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	19
1	保健機能森林の区域	19
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	19
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	19
4	その他必要な事項	19
V	その他森林の整備のために必要な事項	19
1	森林経営計画の作成に関する事項	19
2	生活環境の整備に関する事項	20
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	20
4	森林の総合利用の推進に関する事項	20
5	住民参加による森林の整備に関する事項	20
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	21
7	その他必要な事項	21
	別表	22
	宇治市森林整備計画概要図	23
	参考資料	26

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、京都盆地の東南部に位置し、東部は豊かな自然環境が残された山麓丘陵地が広がり、西部は巨椋池干拓田に連なる平坦地となっている。琵琶湖から唯一流れ出る宇治川が市中央部を南北に縦断し、宇治川の美しい自然と歴史的景観は国の「重要文化的景観」に選定されている。

本市の森林面積は 3,357ha で、市域面積の 50%を占めている。そのうち、民有林面積は 3,301ha で、森林面積の 98%となっている。その構成は、人工林 596ha、天然林 2,627ha、竹林 25ha である。人工林率は 18%であり、京都府の平均 38%を下回っている。人工林の内 97%がスギ、ヒノキで構成されており、天然林の内 63%がマツ類で残りが広葉樹等で構成されている。スギ、ヒノキの人工林 581ha の内、55 年生を超える森林が 68%を超えており、間伐、保育、主伐を適切に実施していくことが重要である。

本市の森林は、天然林が民有林の 80%を占めており、山間地周辺の集落においては広葉樹等の豊富な森林資源を生かし、木炭生産や椎茸生産が行われる等、地域住民の暮らしと密接な関わりを有してきた。

しかし、林業を取り巻く情勢は厳しく、木材生産は非常に少ない状況となっている。長引く国産材価格の低迷や急速な都市化による生活基盤の変化は、森林所有者の林業経営意欲の低下をもたらし、適期の間伐・保育未実施の森林や放置森林の増加をもたらしている。今後、適正な間伐・保育等を計画的に推進し、優良林分の積極的拡大を図るためには、地域林業の中核となる森林組合や林業後継者等の育成強化、林道・作業道等の路網整備や山間地の生活環境基盤整備等を図ることが重要な課題である。

また、森林や自然環境に対する市民ニーズは、近年、多様化かつ高度化しており、保健・レクリエーション等の保健文化機能に加えて、山地災害防止や地球温暖化防止、生物多様性の保全等、森林の有する様々な公益的機能に対する関心や期待が高まっている。そのため、森林の有する多面的機能が高度に発揮するよう保健休養や自然体験学習の場として森林公園等の森林施設の整備を積極的に進めるほか、景勝地の景観形成に不可欠なマツ林保全のための松くい虫防除事業、ナラ枯れ対策として森林病虫害防除事業を推進する等、地域の特性や森林資源の状況に応じた適切な森林の整備を図る。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備に当たっては、森林の有する諸機能を総合的かつ高度に発揮させるため、望ましい森林の姿を次のとおり定め、各機能の充実と機能間の調整をはかり、適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の維持増進を図るものとする。

ア 水源涵養機能

団粒構造がよく発達し、かつ、粗孔隙に富む土壌を有し、根系の発達が良好であり、複層林など樹冠のうっ閉度が高く成長の旺盛な森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等の治山施設が整備されている森林

イ 山地災害防止機能／土壤保全機能

根系が深くかつ広く発達し、腐植に富んだ地層を保持し、適度の陽光が入ることによって下層植生の発達が良好な森林であって、必要に応じて土砂の流出・崩壊を防止する施設等の治山施設が整備されている森林

ウ 保健・レクリエーション機能

多様な樹種からなり、かつ、材木が適度な間隔で配置されており、優れた自然美を構成する森林、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成する森林、多様な樹種、林相からなり、明暗、色調に変化を有する森林であって、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

市の森林の現状と課題を踏まえ、淀川上流地域森林計画で定める森林整備の推進方向を基本としつつ、3つのタイプに応じた森林整備を推進することとする。

ア 水源涵養機能

水源涵養機能を増進させる必要のある森林について、浸透・保水能力を高めた林木の成長が旺盛な森林に誘導するための森林整備を推進する。

また、森林の面的広がりやモザイク的配置を考慮した伐採、1箇所当たりの伐採面積の縮小等に配慮する。

イ 山地災害防止機能／土壤保全機能

複層林施業、長伐期施業の推進及び適正な伐採方法の採用を図るほか、その適切な管理、山地災害を防ぐ施設の整備を推進する。

また、地形、地質等の条件を考慮した上で、1箇所当たりの伐採面積の縮小等に配慮する。

ウ 保健・レクリエーション機能

特に、保健文化機能または、生活環境保全機能を増進させる必要のある森林について、多様な樹種・林相からなり、諸被害に対する抵抗性の高い森林に誘導するための森林整備を自然的条件及び社会的条件に応じて推進するとともに森林の適切な整備及び保全を推進する。

森林整備推進に当たっては、各地区の自然的・社会経済的な特質、森林の有する公益的機能の高度発揮に対する要請、木材需要の動向、森林の構成に配慮の上、次の2地域に分けて、各々の森林を望ましい森林資源の姿に誘導するよう努める。

①笠取地域

当地域は、東笠取・西笠取・二尾・池尾・炭山の5集落からなる山間地域で民有林面積は、1,724haで本市民有林面積の52%を占めている。

昭和63年に京滋バイパスが開通し、西笠取にインターができて、市街地への所要時間は大幅に短縮された。近年は東西笠取を中心に都市住民の農業体験等の観光農業が行われている。この地域は、都市近郊にあって、豊かな自然と森林資源に恵まれており、特産のシイタケ生産をはじめ、柚子や良質の木炭の産地として、農林業の複合経営を行っていく。

森林整備については、人工林のほとんどが要保育林分であること、自然林も放置されている状況であることから、森林の持つ公益的機能が高度に発揮できるように適正な整備を行うものとする。

また、都市近郊の豊かな自然に恵まれている優位性を生かし、自然や農林業体験による都市住民の保健休養や青少年の自然体験学習の場など、森林の多目的活用も図る地域とする。

②宇治地域

当地域は、宇治・槇島町・広野町・木幡・五ヶ庄・菟道・白川・志津川からなり、民有林面積は、1,577haである。

この地域は、市街地と隣接した林業地域であり、市街地東部を南北に走る尾根筋の森林は大半が天然林であるが、本市の歴史的風土や景観の形成上、重要な役割を果たしており、この地域を景観形成林と位置付け、景観形成等を考慮した公益的機能の利活用を図る。また、天ヶ瀬ダム右岸に位置する天ヶ瀬森林公園は、平成24年8月の豪雨により被災したが、近隣をはじめ府外からの利用者も多く、一帯の森林は自然・野鳥・草木の観察及びハイキング等レクリエーションの場の提供などとして活用されている。そのため、森林レクリエーションゾーンとして公益的機能の高度発揮を図る。

森林整備については、人工林は少ないが要保育林分の占める割合が高いため間伐・保育等の施業の省力化・効率化を図るため林道・作業路網の整備を行い優れた林分の形成を図るものとする。

天ヶ瀬森林公園を中心に森林の景観維持向上を図り、森林とのふれあいの場を提供するため択伐・天然更新補助作業による天然林の維持、市民のふれあいの場として整備するための遊歩道等の維持管理を行う。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林施業の共同化、林業後継者の育成及び林業機械化の促進など、長期展望に立った林業諸施策の総合的な実施を計画的に推進するものとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢とは、地域の標準的な主伐時期として、森林施業の指標、制限林の伐採規制等に用いられる林齢で下表に示すとおりとするが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すものではない。

地 域	樹 種				
	スギ	ヒノキ	アカマツ	その他 針葉樹	広葉樹
本市全域	40年	45年	40年	40年	15年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐： 皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20haごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

択伐： 択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体でおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア～オに留意する。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

エ 林地の保全、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うこととする。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うこととする。

3 その他必要な事項

木材の生産を目標とする人工林における、主伐時期の目安は、下表のとおりとする。また、放置されている竹林については、健全な竹林を維持するために適切な施業指導を行うこととする。

樹種	生産目標	仕立方法	期待径級	主伐時期の目安
			cm	年
スギ	磨丸太	密仕立	15～20	15～25
	一般用材	密中仕立	20～30	40～60
	建築用材	中仕立	30～	80
ヒノキ	一般用材	密中仕立	20～30	45～65
	建築用材	中仕立	30～	85
マツ	一般用材	中仕立	20～30	40～60
	建築用材	中仕立	30～	80
広葉樹	一般用材	中仕立	10～20	15～30
	建築用材	中仕立	50～	100～200

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は下表のとおりとする。

人工造林の対象樹種

区分	樹種名（針葉樹）	樹種名（広葉樹）	備考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ	クヌギ、コナラ類	

なお、定められた樹種以外の樹種を植栽する場合は、林業普及指導員又は市担当課と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立の方法別の植栽本数

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地域級等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立の方法別に1ha当たりの標準的な植栽本数を植栽する。また、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入、低密度植栽の導入などについても努めていくこととする。

なお、活着率や初期成長のすぐれたコンテナ苗や成長のすぐれたエリートツリーなどを活用する場合などにおいては、低密度植栽（植栽本数 1,500 本/ha 程度）を推進することとする。

人工造林の樹種別及び仕立の別の植栽本数

樹種	仕立の方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備考
スギ	中仕立	3,000	植栽本数は地位・生産目標・気象等で調整します。
	疎仕立	2,000	
ヒノキ	中仕立	3,000	
	疎仕立	2,000	
アカマツ	疎仕立	3,000	
広葉樹	密仕立	5,000	
	疎仕立	3,000	

複層林化を図る場合の下層木について、上表に示す植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽すべきものとする。

さらに、上表に示す植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市担当課と相談の上、適切な植栽本数を判断することとする。

イ その他人工造林の方法

人工造林は、下表に示す方法を基準として行うものとする。

区分	標準的な方法
地拵えの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。なお、急傾斜地等の崩壊の危険性がある箇所については、生木棚積地拵えを行い林地の保全に努めるものとする。
植付けの方法	正方形植えを原則とし、植付けは丁寧植えとする。
植栽の時期	原則として春植えとし、必要に応じて秋植えを行う。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の更新をすべき期間については、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るために、人工造林による更新は、皆伐による伐採跡地については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。

択伐による伐採跡地については、伐採による森林の公益的機能への影響を配慮し伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活力により適確な更新が図られる森林において行う。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は次表のとおりとする。

天然更新の対象樹種

区 分	樹種名 (針葉樹)	樹種名 (広葉樹)	備考
天然更新の対象樹種	スギ・ヒノキ・アカマツ	カシ類・ナラ類	
ぼう芽による更新が可能な樹種	—	カシ類・ナラ類	

上記以外の樹種を更新対象とする場合は、林業普及指導員又は市の林務部局に相談の上、適切な樹種及び作業を選択すること。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数 (5年生)

天然更新の方法は、天然下種更新及びぼう芽更新とし、天然更新補助作業の標準的な方法については、下表に示すとおりとする。

なお、天然更新候補地では、立木度をもって天然更新の完了を判断することとする。立木度とは、現在の林分の本数と、当該林分の林齢に相当する期待成立本数との対比を十分率で表したものであり、5年生の天然更新の対象樹種の期待成立本数は下表のとおり定める。なお、天然更新を行う際には、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る）をもって更新完了とする。

天然更新の対象樹種の期待成立本数 (5年生)

樹 種	期待成立本数 (本/ha)	備考
すべての天然更新対象樹種	10,000	

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標準的な方法
地表処理	天然下種更新がササや粗腐植の堆積等により阻害されている箇所については、かき起こしや枝条整理等を行い、種子の定着及び発育の促進を図るものとする。また、種子の発芽・活着を促すため土壌を裸出させることも必要であり、必要に応じて地床処理等を行う。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所では、発生した稚樹の生育を促進するための刈り出しを行うこととする。
植込み	目的樹種が成立しない箇所については、補植を行い1ha当たりの成立本数を3,000本とする。
芽かき	目的樹種の発生状況により必要に応じて芽かきを行い、優良芽を1株当たり2~3本残すものとする。

ウ その他天然更新の方法

天然更新を行う場合には、伐採の5年を超えない期間の後に、京都府天然更新完了基準に基づき標準地調査を行い、更新状況の確認を行うこととする。

更新予定木の稚樹が林床植生に比べ樹高が高く、更新予定面に均等に配置されるなど成林の見込みがたった段階を更新完了とし、京都府天然更新完了基準を用いて天然更新の状況を確認することとする。なお、確認後更新が完了していない場合には、確実な更新を図るよう森林所有者等を指導する。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の更新をすべき期間については、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

択伐後の針葉樹林の天然下種更新等、更新樹種が特定されており、施業体系等に基づく保育等の実施が確実な場合、2年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

地域森林計画による指針に加え、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定めるものとする。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の伐採跡地における植栽本数の基準として、天然更新の対象樹種の立木が5年生の時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数を10,000本/haとし、当該対象樹種のうち、周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させることとする。

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、下表に示す内容を標準として、適切な時期・方法により実施するものとする。

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)				標準的な方法	備考
			初 回	2 回目	3 回目	4 回以上		
スギ	中仕立	3,000	11~20	21~30	31~40	41~60	林冠がうっ閉し 林木相互間に競争 が生じ始めた時期 に開始する。間伐 率は、本数率で概 ね 30%以上とす る。間伐材の選定 は林分構成の適正 化を図るよう形質 不良木等に偏ること なく行うことと する。なお、標準 伐期齢未満の平均 的な間伐の間隔は 10年、標準伐期齢 以上の平均的な間 伐の間隔は20年と する。	
	疎仕立	2,000	11~20	21~30	31~40	41~60		
ヒノキ	中仕立	3,000	15~24	25~34	35~44	45~65		
	疎仕立	2,000	15~24	25~34	35~44	45~65		

2 保育の種類別の標準的な方法

保育は、別表に示す内容を標準とする。

下刈りについては、目的樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るため、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な時期に、適切な作業方法により行うこととします。なお、エリートツリーなどの成長の優れた苗木を活用する場合や低密度植栽を導入した場所などにおいては、下刈り回数の削減や部分的な実施、実施期間の短縮により作業の省力化・効率化を図ることとする。

3 その他必要な事項

局所的な森林の生育状況の差異等を踏まえ、必要に応じて、1又は2の「標準的な方法」に従って間伐又は保育を行ったのでは十分に目的を達することができないと見込まれる森林について、当該差異等に応じた間伐又は保育の方法を検討する。

また、1に定める間伐の基準に照らし、概ね計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等は参考資料に整理する。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林はIの2の(1)に示す公益的機能のうち、特に維持増進を図るための施業を重点的・優先的に実施すべき森林の区域として「水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」及び「土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、保健文化機能の維持増進を図るための森林」として設定し、以下のとおり施業の方法を定める。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源涵養保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を【別表1】により定める。

イ 森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。具体的な森林の区域については、【別表2】により定める。

森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種			
	ス ギ	ヒノキ	アカマツ	広葉樹
01 ～ 02 林班 05 ～ 11 林班 13 ～ 30 林班 34 ～ 50 林班 52 ～ 64 林班	50 年	55 年	50 年	25 年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

【別表1】に定める

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林等

② 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、都市計画法に規定する風致地区、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの市民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林

イ 森林施業の方法

生活環境保全機能又は保健文化機能の高度発揮を図るための、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本とし、自然環境の保全や景観の維持向上等個々の森林に対する要請に応じた適切な施業を維持することとする。また、適切な伐区の形状・配置により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢の2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、都市近郊林に所在する森林であって、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林、公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めるものとする。

それぞれの森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業ごとに【別表2】により定める。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種			
	ス ギ	ヒノキ	アカマツ	広葉樹
12 林班、31～33 林班 65 林班、67～68 林班	80 年	90 年	80 年	30 年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

材木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林等、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について【別表1】に定める。

また、林野庁による「特に効率的な施業が可能な森林」の設定促進のための重点取組期間（令和5～9年度）を踏まえ、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を、「特に効率的な施業が可能な森林」として定める。

(2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育、間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行う。

3 その他必要な事項

該当なし

【別表 1】

区 分		森林の区域	面積 (ha)
水源の ^{かん} 涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		1 ～ 2 林班 5 ～ 11 林班 13 ～ 30 林班 34 ～ 50 林班 52 ～ 64 林班	2,843
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、又は保健文化機能の維持増進を図るための森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	65 林班 67 ～ 68 林班	219
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	12 林班 31 ～ 33 林班 69 林班	239
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		25 林班ろ～は小班 27 林班い小班 29 林班ろ小班 31 林班い小班 32 林班い小班	150
特に効率的な施業が可能な森林		25 林班は小班	15

【別表 2】

区 分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源の ^{かん} 涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林 ・標準伐期齢+10年 ・皆伐 20ha 以下	1 ～ 2 林班 5 ～ 11 林班 13 ～ 30 林班 34 ～ 50 林班 52 ～ 64 林班	2,843
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、又は保健文化機能の維持増進を図るための森林	長伐期施業を推進すべき森林 ・標準伐期齢×2 ・皆伐 20ha 以下	12 林班 31 ～ 33 林班 65 林班 67 ～ 68 林班	406
	択伐による複層林施業を推進すべき森林 ・択伐率 30%以下 ・維持材積 7 割以上	69 林班	52

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

将来的には、森林組合等による長期の施業の受託等による経営規模の拡大を検討することとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

市及び森林組合等による地域協議会の開催や林業普及指導員による普及活動及び森林施業プランナー等による施業提案を通じて、森林の経営の受託に必要な情報の提供、助言及びあっせんを行い、施業の集約化のために森林所有者のとりまとめを促す。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受委託に係る森林は、面的なまとまりを持った施業実施に努め、受託者が森林経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採などの立木竹の育成ができるものとする。また当面の施業を必要としない森林に対する保護を含めると共に、経営を委託する森林所有者に不利益が生じないよう意向を十分確認しながら行うものとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については、森林経営管理法に基づき京都府が公表した民間事業者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

現在、複数共同による団地的まとまりのある計画の樹立はない。

今後、本市の林家の現状を踏まえ、森林組合を中心に各地域の林家との協議を図り、森林組合を核とする施業の共同化を検討することとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

小規模・零細の林家が圧倒的なことから、森林施業を推進するためには森林施業の効率化・低コスト化を図ることが重要な課題となっている。

そのため、市や森林組合が一体となって地域の実態を把握し、森林所有者等に施業の共同化について普及・啓発を図る。そして、必要に応じ森林所有者等を対象に市や森林組合等で

地域懇談会を開催する。また、森林施業の共同化の促進を図るためにも林内路網整備等の基盤整備を積極的に行うこととする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- (1) 森林経営計画を共同で作成する者（以下「共同作成者」と言う。）全員により各年度の当初に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で又は意欲ある林業事業体等への共同委託により実施すること。
- (2) 作業路網その他の施設の維持運営は、共同作成者の共同により実施すること。
- (3) 共同作成者の一が施業等の共同化につき遵守しないことによりその者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の共同作成者が果たすべき責務を明らかにすること。
- (4) 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めること。

4 その他必要な事項

特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準については、淀川上流地域森林計画を踏まえ、宇治市に於いて必要なものを下表のとおり示すこととする。

なお、路網密度の水準については、淀川上流地域森林計画を踏まえ、木材搬出予定箇所に適用すべきであり、尾根や溪流、天然林等の除地には適用しないこととする。

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)
緩傾斜地(0° ～ 15°)	車両系作業システム	110 以上
中傾斜地(15° ～ 30°)	車両系作業システム	85 以上
	架線系作業システム	25 以上
急傾斜地(30° ～ 35°)	車両系作業システム	60 以上
	架線系作業システム	20 以上
急峻地(35° ～)	架線系作業システム	5 以上

注1：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬機等を移動させて木材を吊り上げて集材するシステムをいう。タワーヤード等を活用する。

注2：「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステムをいう。フォワーダ等を活用する。

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

作業路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域は、下表のとおりとする。

路網整備等推進区域	面積 (ha)	開設予定路線	開設予定延長 (m)	対図番号	備考
池尾仙郷山2-1	15ha	作業路	300	①	

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

林道の作設に当たっては、適切な規格・構造の林道の整備を図る観点等から、林道規定（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日22林整整第602号林野庁長官通知）を基本として、京都府林業専用道作設指針（平成23年3月31日3森第252号京都府農林水産部長通知）により作設することとする。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の開設・拡張に関する計画については、下表に示すとおりである。

開設/拡張	種類	位置 (字、林班等)	路線名	延長及び 箇所数(m)	利用区域 面積(ha)	うち前半 5年分	対図 番号	備考
拡張 (改良)	自動車道	炭山、菟道	炭山線	3,011	218	—	②	
		炭山、西笠取	谷山線	5,000	149	—	③	
		志津川、池尾	仙郷山線	3,995	128	—	④	
		宇治、白川	白川線	2,130	30.37	—	⑤	

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設にかかる留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、京都府森林作業道作設指針（平成23年3月31日3林第152号京都府農林水産部長通知）及び作業道等実施基準（平成19年7月31日付9林第406号農林水産部長通知）に則り開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

京都府森林作業道作設指針（平成23年3月31日3林第152号京都府農林水産部長通知）及び作業道等実施基準（平成19年7月31日付9林第406号農林水産部長通知）に則り、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

4 その他必要な事項

林業用機械の導入への対応等効率的な木材搬出が可能な作業道の開設等についても促進を図る。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業就業者は、急速に減少・高齢化が進んでおり、今後の森林の公益的機能の維持及び森林施業の推進に大きな影響を及ぼすことが考えられる。

このため、森林組合等の事業体による求人活動等を通して人材確保に努めるとともに公益財団法人京都府林業労働支援センターを通し林業就業者の養成及び確保に努める。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械化の促進方向

本市の場合、小規模・零細な林家が大半を占めているため、機械化のメリットが少なく、また林業労働者の高齢化や林業不況による造林・保育等の停滞も機械化を遅らせる要因となっている。しかしながら、機械化は作業の効率化、労働強度の軽減等の面からだけでなく若い担い手の確保や生産コストの引き下げの面からも必要である。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

(1) を踏まえ、林業機械の導入目標を、下表に示すとおり設定する。

作業の種類		現状(参考)		将来
伐倒 造林 集材	全域	チェーンソー 46台 小型集材機 2台 小型運材車 8台	チェーンソー スイングヤーダ プロセッサ フォワーダ	
造林 保育 等	地拵・下刈	チェーンソー 46台 刈払機 8台	軽量化チェーンソー 刈払機	
	枝打ち	動力枝打機 3台	軽量化自動枝打機	

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本市で間伐された材はごく一部が利用されているのみで、その大半が搬出の経費が高く、採算がとれないため林内放置されている。

今後、伐期を迎える地場産材や間伐材の利用を促進するため、公共建築物等における木材利用を進めるほか、合理的な生産・加工・流通システムの確立と利用促進が図られるよう、森林組合等関係者との連携強化に努める。

また、特用林産物の生産量については、原木生シイタケの令和3年次の生産量が2.2tであり、出荷販売方法については個人等が独自に市内、京都市、大津市等の市場に出荷している。

特用林産物について、シイタケは健康自然食品として森林組合・生産者が一体となって消費拡大PRに努める。生産者においては、低コスト化を図り、生産の拡大と高品質化による商品価値の向上を図る必要がある。また、共同選別出荷体制等による品質の均等化や出荷量の安定化を目指すとともに、シイタケ原木の地元確保のため、コナラ・クヌギ等の有用広葉樹の管理の促進を図ることとする。

林産物（特用林産物）の生産・流通・加工販売施設は、下表のとおりであり、整備計画については今後検討する。

施設の種類の	現 状 (参考)			計 画			備考
	位 置	規 模	対図番号	位 置	規 模	対図番号	
集 荷 場	東 笠 取	一 棟	△1	なし			

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を【別表3】に定めるものとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

対象鳥獣とするニホンジカに対し、特に人口植栽が予定されている森林を中心にア及びイに掲げる鳥獣害防止対策を推進する。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとする。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

2 その他必要な事項

必要に応じ、現地調査や各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者からの情報収集等をもって鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する。

鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図ることとする。

【別表3】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
ニホンジカ	地域森林計画対象森林の全林班 001, 002, 005, 006, 007, 008, 009, 010, 011, 012, 013, 014, 015, 016, 017, 018, 019, 020, 021, 022, 023, 024, 025, 026, 027, 028, 029, 030, 031, 032, 033, 034, 035, 036, 037, 038, 039, 040, 041, 042, 043, 044, 045, 046, 047, 048, 049, 050, 052, 053, 054, 055, 056, 057, 058, 059, 060, 061, 062, 063, 064, 065, 067, 068, 069	3, 301

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等による被害の早期発見、早期駆除に努めるとともに、適地適木に基づく人工植栽及び天然更新並びに適正な保育作業により、健全な森林の育成を図る。松くい虫による被害対策については、保安林や景観上優れているマツ林について重点的に行い、その他のマツ林については被害の状況に応じ計画的な樹種転換を図ることとする。近年、カシノナガキクイムシによるナラ枯れの被害も進行しており、伐倒・くん蒸により蔓延防止を図るとともに遊歩道沿いの樹木等について樹脂塗布等による予防対策を行う。森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

該当なし

3 林野火災の予防の方法

宇治市消防及び地元消防団と連携、協力し、林野火災の防止のため地域住民に防火対策のための普及啓発を行う。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを実施する場合は、「宇治市火入れに関する条例」に基づき、事前に市長の許可を得ることとする。

5 その他必要な事項

- (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分
該当なし

- (2) その他

松くい虫被害、ナラ林被害等の集団枯損及び森林火災について重点的に巡視を行うこととする。また、ボランティア団体と連携し、林内歩道等の整備を図り、日常の管理等を通じて、適確に森林の実態を把握し、森林被害の未然防止に努めることとする。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

- (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画することとする。

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
エ IIIの森林の保護に関する事項

- (2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域は、路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められるものとして次のとおり定めるものとする。

区域名	林 班	区域面積 (ha)
木幡・炭山区域	001, 002, 005, 006, 007, 008, 009, 010, 011, 012, 013, 014 015, 016, 017, 018, 019, 020, 021, 022, 023	1, 043
宇治・天ヶ瀬区域	024, 025, 026, 027, 028, 029, 030, 031, 032, 033, 034, 035 036, 037, 038, 062, 063, 064, 065, 067, 068, 069	1, 063
笠 取 区 域	039, 040, 041, 042, 043, 044, 045, 046, 047, 048, 049, 050 052, 053, 054, 055, 056, 057, 058, 059, 060, 061	1, 195

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

○森林の総合利用施設の整備計画

槇尾山を中心とした面積約 90ha の天ヶ瀬森林公園一帯の都市近郊森林は、バードウォッチング・ハイキング等都市住民の自然学習体験や森林レクリエーションの場として、森林の有する公益的機能を発揮している。

平成 24 年 8 月の豪雨災害により被災したが、森林の多様な公益的機能に対する都市住民のニーズに対応するため、復旧を行う中で育成天然林施業及び複層林施業の導入やより充実した森林レクリエーション施設等の森林施設整備を図り、森林の有する多面的で公益的な機能の高度発揮に努めることとする。

森林の総合利用施設の整備計画は、次表に示すとおりとする。

施設の種類の	現 状 (参考)		将 来		対 図 番 号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
(森林総合施設等) 天ヶ瀬森林公園	槇島町槇尾山 1-1	35ha	同 左	同 左	▽1

5 住民参加による森林の整備に関する事項

近年の森林環境に対する都市住民の意識の高まりを受け、都市に住む住民により結成された森林ボランティア団体での森林管理の導入・育成を図って行くこととする。

また、京都の森を守り育てる「京都モデルフォレスト運動」に賛同し、その運動に参加する企業・団体等を多方面よりサポートすることとする。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

林業経営に適した森林については、意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定し、また、自然条件に照らして林業経営に適さない森林については、市町村森林経営管理事業に取り組むことにより、管理コストの低い針広混交林（スギや広葉樹が混じり合った森林など）等へ誘導していく。

なお、伐期齢、施業性、災害リスク等の観点から、特に森林整備が必要な区域を下表のとおり定め、当該区域においては、地域の実情を踏まえ、優先して経営管理意向調査、森林現況調査、経営管理権集積計画の作成等、森林経営管理制度の取り組みを進める。

区 分	地 域 名
特に森林整備が必要な区域	炭 山 区

7 その他必要な事項

(1) 里山林等の保全・整備・利用の推進に関する事項

本市周辺に広がる里山林や都市近郊林は、かつて薪炭林の伐採等人々の日常生活の中で継続的に維持管理されてきたが、近年、人々との関わり合いが薄れ、里山林としての景観や自然環境が失われつつある。

このような中で、里山林等の役割が見直されており、地域住民や森林所有者と連携して整備を進めることとする。

(2) 制限林における施業の徹底

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施することとする。

(3) 普及・指導体制の強化

間伐・保育等の円滑な実行推進を図るため、府・森林組合・林業普及指導員との連携をより一層強化、技術並びに情報・知識の普及指導に努めることとする。

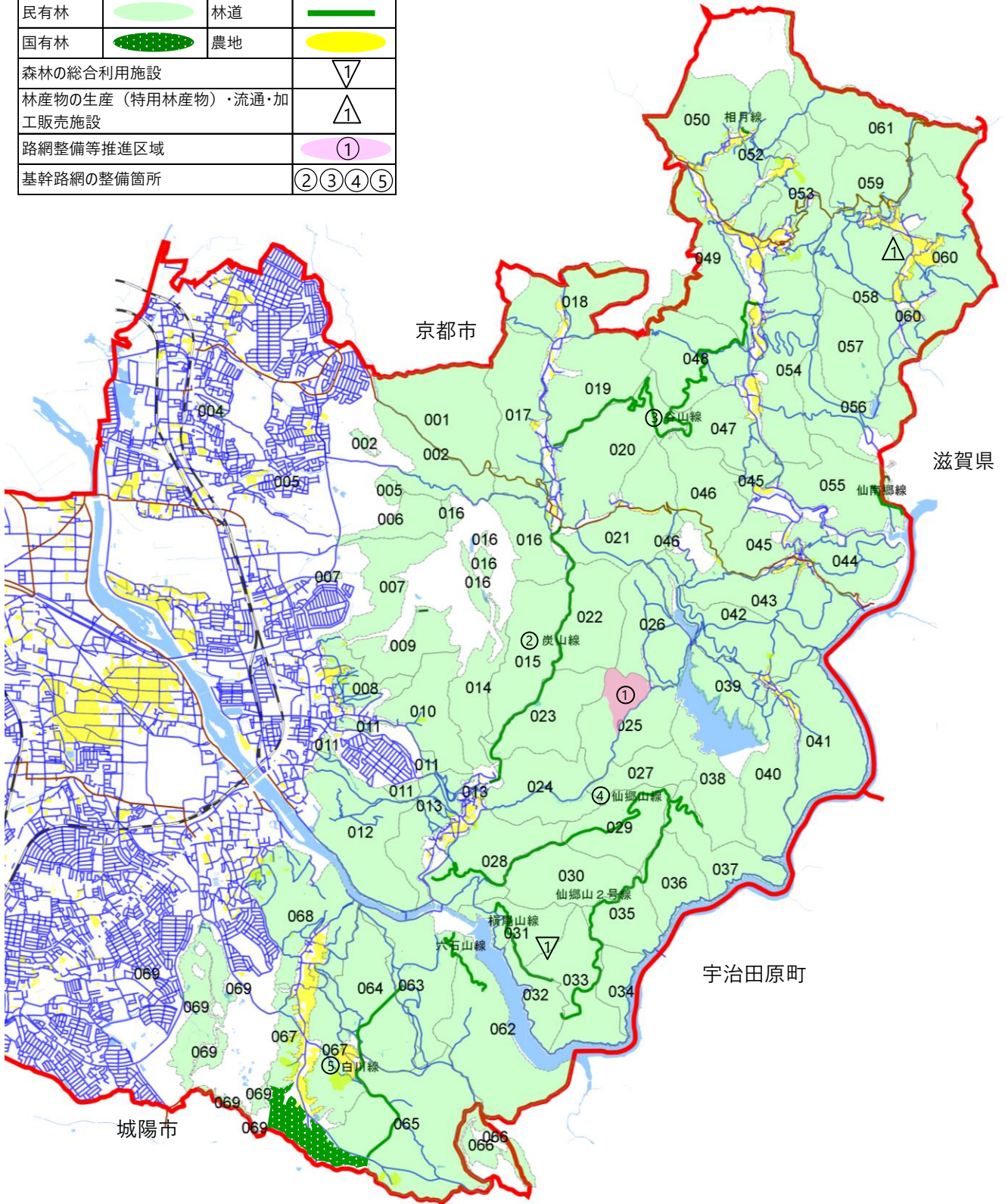
別表 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数												標準的な方法	備考
		年 1	2	3	4	5	6	7	9	10	11	18	20		
下刈	スギ	回数 1	1	1	1	1	1							植栽木が下草より 抜け出るまで行う。実 施時期は 8～9 月頃を 目安とする。	
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1	1							
	広葉樹	1	1	1	1	1	1								
つる切り	スギ								1					下刈終了後、つるの 繁茂の状況に応じて 行う。実施時期は 8～9 月頃を目安とする。	
	ヒノキ									1					
除伐	スギ										1			造林木の成長を阻 害したり、阻害が予想 される侵入木や、形質 不良木を除去する。実 施時期は、8～10 月頃 を目安とする。	
	ヒノキ											1			
	広葉樹							1							
枝打	スギ												1	病虫害等の発生を 予防するとともに、材 の完満度を高め、優良 材を得るために行う。 実施時期は、樹木の成 長休止期の 12 月下旬 ～3 月上旬とする。	
	ヒノキ												1		

宇治市森林整備計画概要図 No.1



凡例			
市町村界		国府道	
林班界		市道	
民有林		林道	
国有林		農地	
森林の総合利用施設			
林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設			
路網整備等推進区域			
基幹路網の整備箇所			



宇治市森林整備計画概要図 No.2

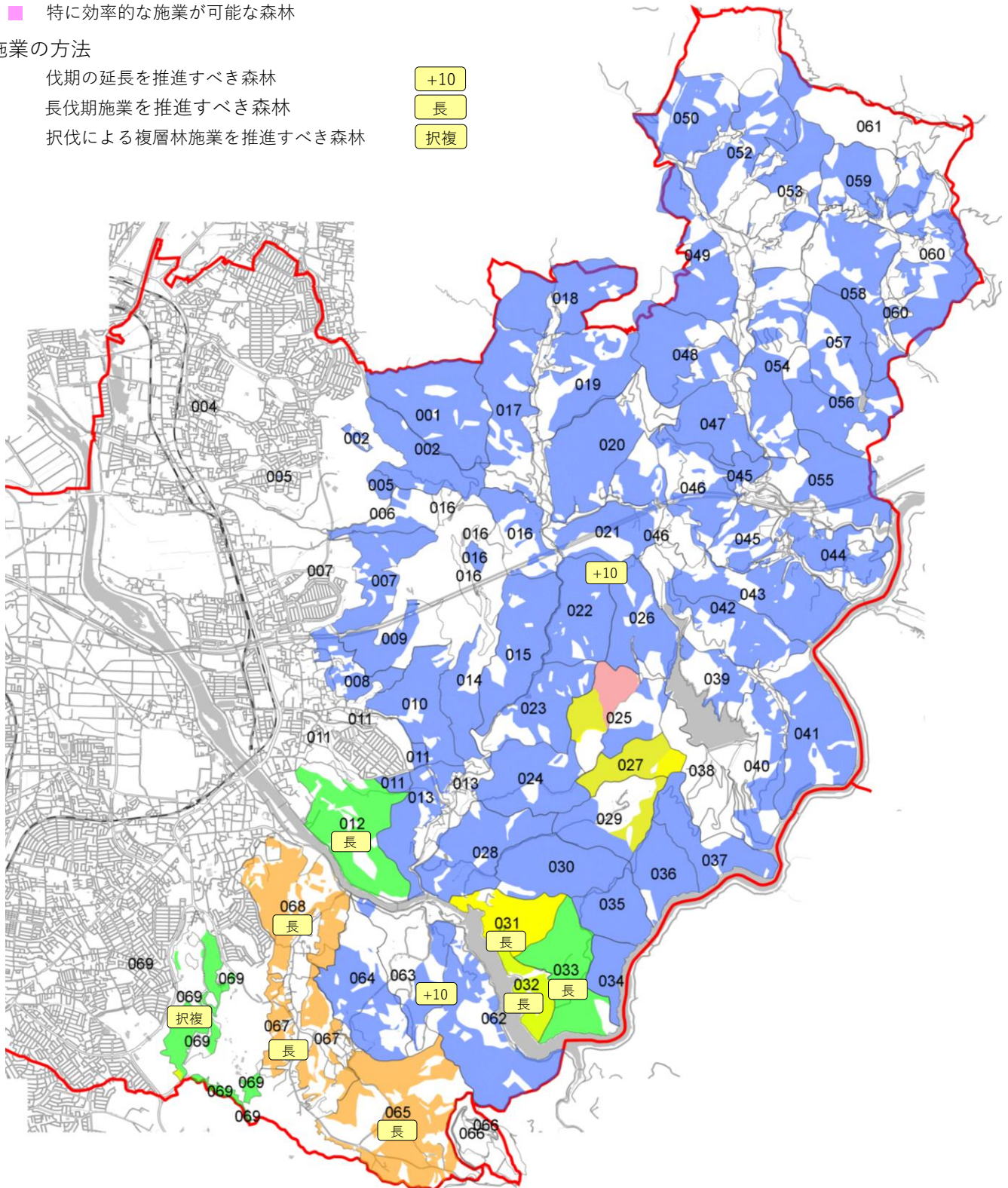


公益的機能別施業森林

- 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- 土地に関する災害防止及び土壌の保全の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林
- 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- 特に効率的な施業が可能な森林

施業の方法

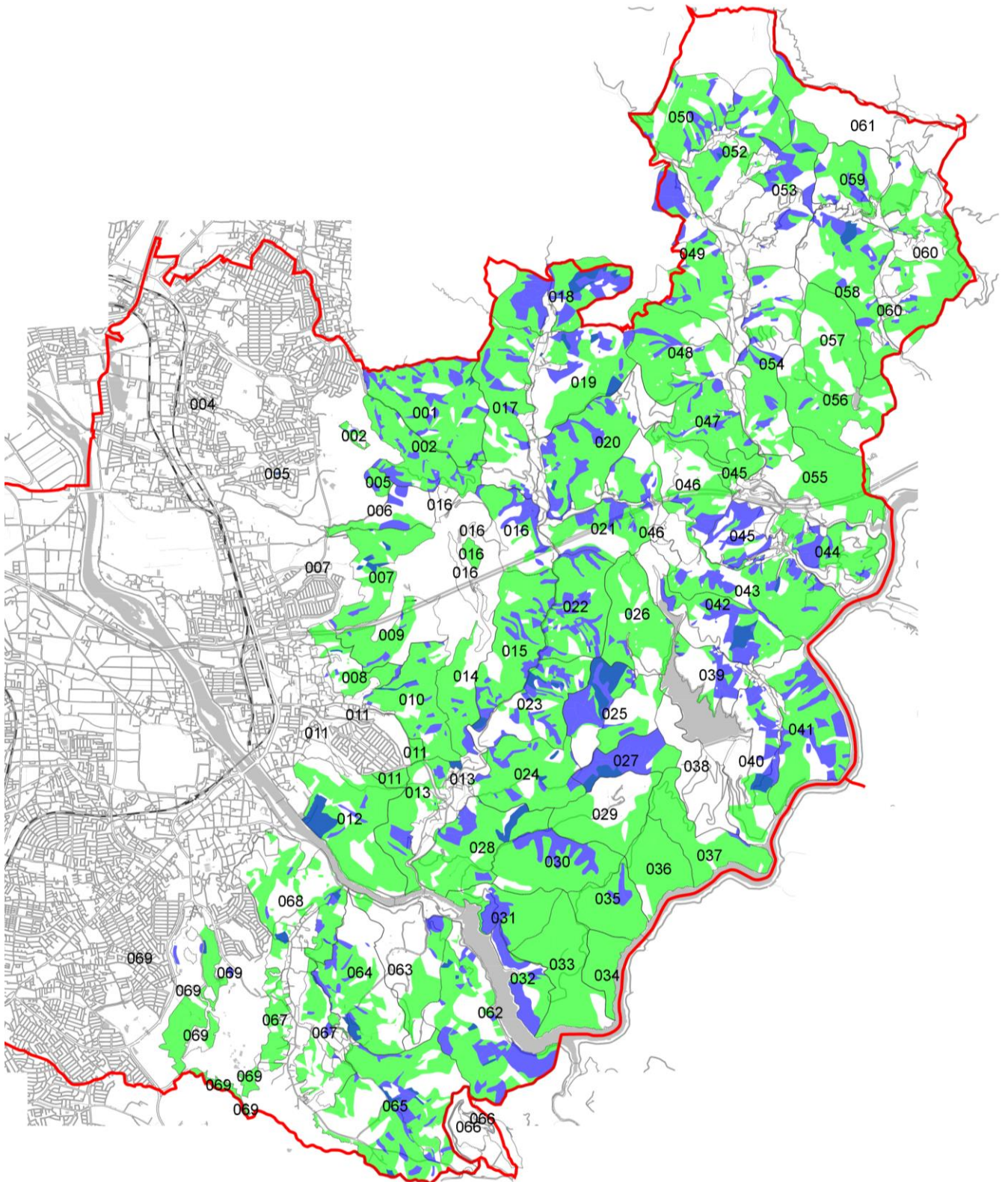
- 伐期の延長を推進すべき森林 +10
- 長伐期施業を推進すべき森林 長
- 択伐による複層林施業を推進すべき森林 択復



宇治市森林整備計画概要図 No.3

人工林・天然林

- 人工林
- 天然林



参 考 资 料

付 属 参 考 資 料

(1) 人口及び就業構造

① 年齢層別人口動態

	年 次	総 数			0～14 歳			15～29 歳		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実 数 (人)	平成 22 年	189,609 (100.0)	91,971	97,638	27,127	14,027	13,100	29,188	14,831	14,357
	平成 27 年	184,678 (97.4)	89,014	95,664	24,236	12,593	11,643	26,627	13,551	13,076
	令和 2 年	179,630 (97.2)	86,301	93,329	21,985	11,434	10,551	25,986	13,359	12,627
構成比 (%)	平成 22 年	100.0	48.5	51.5	14.4	7.4	7.0	15.4	7.8	7.6
	平成 27 年	100.0	48.2	51.8	13.3	6.9	6.4	14.6	7.4	7.2
	令和 2 年	100.0	48.0	52.0	12.3	6.4	5.9	14.4	7.4	7.0

注 1 総数には年齢不詳を含む。

資料：国勢調査

	30～44 歳			45～64 歳			65 歳以上		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
	40,973	20,171	20,802	50,527	24,037	26,490	40,917	18,378	22,539
	35,754	17,499	18,255	45,589	21,794	23,795	49,549	22,150	27,399
	28,747	14,192	14,555	48,902	23,755	25,147	53,800	23,466	30,334
	21.7	10.8	10.9	26.8	12.7	14.1	21.7	9.8	11.9
	19.7	9.6	10.1	25.1	12.0	13.1	27.3	12.2	15.1
	16.0	7.9	8.1	27.2	13.2	14.0	30.1	13.1	17.0

② 産業部門就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業	備考 (分類不能)
			農業	林業	漁業	小計			
実数 (人)	平成22年	84,684	486	9	1	496	20,332	55,538	8,318
	平成27年	81,764	564	10	—	574	19,292	55,354	6,544
	令和2年	77,084	564	8	1	573	18,430	55,325	2,756
構成比 (%)	平成22年	100.0	0.6	0.0	0.0	0.6	24.0	65.6	9.8
	平成27年	100.0	0.7	0.0	—	0.7	23.6	67.7	8.0
	令和2年	100.0	0.7	0.0	0.0	0.7	23.9	71.8	3.6

資料：国勢調査

(2) 土地利用

	年次	総土地面積	(経営) 耕地面積				草地 面積	林野面積			その他面積 田
			計	田	畑	樹園地		森林面積	原野	計	
実数 (ha)	平成17年	6,755	273.9	214.2	24.3	35.4	実数 (ha)	平成17年	6,755	273.9	214.2
	平成22年	6,755	212.0	151.8	15.5	44.7		平成22年	6,755	212.0	151.8
	平成27年	6,754	177.8	123.6	17.4	36.9		平成27年	6,754	177.8	123.6
構成比 (%)	平成27年	100.0	2.6	1.8	0.3	0.5	構成比 (%)	平成27年	100.0	2.6	1.8

注1 数値については四捨五入のため、一部総数と内訳が一致しない。

注2 経営耕地面積30ha以上、または年間販売金額が50万円以上の農家を対象。

資料：宇治市統計書

(3) 森林転用面積

(単位：ha)

年次	総数	工場・事業場用地	住宅・別荘地用地	ゴルフ場・レジャー用地	農用地	公共用地	その他
平成31年	5.33	—	—	—	—	—	5.33
令和2年	—	—	—	—	—	—	—
令和3年	0.6	0.2	—	—	—	—	0.4

資料：令和4年度版京都府林業統計

(4) 森林資源の現況等

① 保有形態別森林面積

(単位：ha、%)

保有形態		総面積		立木地			人工林率 (B/A) %	
		面積 (A)	比率	人工林 (B)	天然林	計		
総数		3,357.20	100.0%	602.23	2,646.95	3,249.18	17.9 %	
国有林		26.27	0.8%	6.45	19.64	26.09	24.6 %	
民有林	公有林	府有林	60.85	1.8%	/	/	/	/
		市有林	207.64	6.2%				
		財産区有林	—	—				
	計	268.49	8.0%					
私有林		3,032.88	91.2%	595.78	2,627.31	3,223.09	18.0 %	
計		3,301.37	99.2%	595.78	2,627.31	3,223.09	18.0 %	

注1 総数の総面積には、対象外及び適用除外森林(29.56ha)を含む。

資料：令和4年度版京都府林業統計

② 不在（市町村）者の森林所有面積

	年次	私有林	在（市町村）者 所有面積	不在（市町村）者の森林所有面積		
				計	府内	府外
実数（ha）	平成 07 年	—	—	—	—	—
	平成 12 年	3,088	1,782	1,306	637	669
	平成 17 年	—	—	—	—	—
構成比（%）	平成 07 年	—	—	—	—	—
	平成 12 年	100	57.7	42.3	（ 48.8 ）	（ 51.2 ）
	平成 17 年	—	—	—	—	—

資料：2000 年世界農林業センサス

③ 民有林の林齢別面積

区分	総数	1・2 齢級	3・4 齢級	5・6 齢級	7・8 齢級	9・10 齢級	11 齢級以上
民有林計	3,301.37 ha						
人工林	595.78	0.00	0.50	2.05	32.46	109.70	451.07
天然林	2,627.31	0.00	0.36	3.25	4.96	68.39	2,550.35

注1 民有林の総数には竹林 24.95ha、特用樹林 1.49ha、未立木地 32.79ha 及び更新困難地 19.05ha を含む。

資料：森林簿 2022

④ 保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数				
～ 1 ha	—	10 ～ 20 ha	13	50 ～ 100 ha	1
1 ～ 5 ha	155	20 ～ 30 ha	4	100 ～ 500 ha	3
5 ～ 10 ha	23	30 ～ 50 ha	4	500 ha 以上	1
総 数					205

注1 1ha 未満の林家は含まない。

資料：2010 年世界農林業センサス

⑤ 作業路網の状況

(ア) 基幹路網の現況

区 分	路 線 数	延 長 (km)	備 考
基幹路網	9	21.3	
うち林業専用道	0	0	

(5) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹種	齢級	森林の所在(林班-林小班)			
スギ ヒノキ	4~16	1	— いちとに はへ ほり るろ を		
		2	— いとに ぬ はへ ほり る		
		5	— は		
		6	— はい		
		7	— ちは はほ		
		8	— には はほ		
		9	— いへち にほ りろ		
		10	— いちは とほ ほり		
		11	— には とへ ほり		
		12	— ちとに はへ りろ		
		13	— ちとに はへ りろ		
		14	— いちとに ぬ はへ ほり		
		15	— いちとに はへ ほり		
		16	— いちとに はへ ほり		
		17	— いちとに はへ ほり		
		18	— には とへ ほり		
		19	— いちとに はへ ほり		
		20	— いちとに はへ ほり		
		21	— いちとに はへ ほり		
		22	— いちとに はへ ほり		
		23	— いちとに はへ ほり		
		24	— いちとに はへ ほり		
		25	— いちとに はへ ほり		
		26	— いちとに はへ ほり		
		27	— いちとに はへ ほり		
		28	— いちとに はへ ほり		
		29	— いちとに はへ ほり		
		30	— いちとに はへ ほり		
		31	— いちとに はへ ほり		
		32	— いちとに はへ ほり		
		33	— いちとに はへ ほり		
		34	— いちとに はへ ほり		
		35	— いちとに はへ ほり		
				37	— り
				38	— い
		39	— はへとほ るろ		
		40	— ちはとほ るろ		
		41	— いちとほ るろ		
		42	— いちとほ るろ		
		43	— いちとほ るろ		
		44	— いちとほ るろ		
		45	— いちとほ るろ		
		46	— いちとほ るろ		
		47	— いちとほ るろ		
		48	— いちとほ るろ		
		49	— いちとほ るろ		
		50	— いちとほ るろ		
		52	— いちとほ るろ		
		53	— いちとほ るろ		
		54	— いちとほ るろ		
		55	— いちとほ るろ		
		56	— いちとほ るろ		
		58	— いちとほ るろ		
		59	— いちとほ るろ		
		60	— いちとほ るろ		
		61	— いちとほ るろ		
		62	— いちとほ るろ		
		63	— いちとほ るろ		
		64	— いちとほ るろ		
		65	— いちとほ るろ		
		67	— いちとほ るろ		
		68	— いちとほ るろ		
		69	— いちとほ るろ		

(6) 市町村における林業の位置付け

① 産業別総生産額

(単位：百万円)

総生産額 (A)	第1次産業	第2次産業	第3次産業	比率 (B+C / A) %
	うち林業 (B)	うち木材・木製品製造業 (C)		
719,352	1,350	348,576	365,599	—
	—	—		

注1 総生産額には輸入品に課せられる税・関税 (12,446 百万円) を加算し、総資本形成に係る消費税 (8,620 百万円) を控除している。

注2 総生産額 (A) は四捨五入のため内訳と一致しない。

資料：令和元年度きょうとの市町村民経済計算

② 製造業の事業所数、従業者数、現金給与総額

	事業所数	従業者数 (人)	現金給与総額 (万円)
全製造業 (A)	288	9,873	4,527,260
うち木材・木製品製造業 (B)	—	—	—
B / A	—	—	—

注1 製造業には、林業が含まれない。

注2 木材・木製品製造業の定義は、「産業分類」によるものであり、製材業、合板製造業等が含まれる。

注3 従業者4人以上の事業所の数値を計上している。

資料：平成26年工業統計

(7) 森林組合の概要

組合名	区分	組合員所有 森林面積 (ha)	組合員数 (人)	役員数			職員数 (人)
				総数 (人)	理事 (人)	監事 (人)	
宇治市森林組合		1,545	244	12	10	2	1

資料：令和4年度版京都府林業統計

(8) 林業機械等設置状況

区分	単位	総数	備考
索道	セット	2	重力式
索道	セット	2	動力式
小型集材機	台	3	10PS 未満
小型運材車	台	8	20PS 未満
フォークリフト	台	1	
チェーンソー	台	85	
刈払機	台	42	
植穴掘機	台	1	
動力枝打機	台	4	
プロセッサ	台	1	
フォワーダ	台	1	

資料：令和4年度版京都府林業統計

(9) 林産物の生産概況

種類	素材	ナップ	苗木	しいたけ		ナメコ		
				生	乾			
生産量	kg	m ³	千本	2,200 kg	kg	kg		
生産額(百万円)				—				

資料：京都府聞き取り

(10) その他必要なもの
特になし